

「サービス分野の生産物分類」の新旧対照表

資料3-2

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
38000300	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業		38000300	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業		
38000303	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業	382、383	テレビ番組の制作がこの分類に入らないことを明示するため。	38000303	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業	382、383
38000600	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	G	情報通信業		38000600	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	G	情報通信業		
38000603	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	G	情報通信業	382、383	テレビ番組の制作がこの分類に入らないことを明示するため。	38000603	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	G	情報通信業	382、383
38000900	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業		38000900	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業		
38000903	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業	382、383		38000903	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	G	情報通信業	382、383
38001200	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	G	情報通信業		38001200	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	G	情報通信業		
38001203	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	G	情報通信業	382、383		38001203	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	G	情報通信業	382、383
38001500	9	公共放送・配信サービス	G	情報通信業		38001500	9	公共放送・配信サービス	G	情報通信業		
38001503	9	公共放送・配信サービス	G	情報通信業	381		38001503	9	公共放送・配信サービス	G	情報通信業	381
38009900	9	放送附帯サービス	G	情報通信業		38009900	9	放送附帯サービス	G	情報通信業		
38009999	9	放送附帯サービス	G	情報通信業	381、382、383	4Kテレビの普及率が高くなってきたことから、新4K/8K衛星放送(4K/8K放送)対応のACAS方式に対応したACASチップを内容例示に追加した。	38009999	9	放送附帯サービス	G	情報通信業	381、382、383
40100300	1	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入)	G	情報通信業		40100300	1	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入)	G	情報通信業		
40100303	1	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入)	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40100303	1	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入)	G	情報通信業	401
40100600	9	ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)	G	情報通信業		40100600	9	ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)	G	情報通信業		
40100603	9	ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40100603	9	ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)	G	情報通信業	401
40100900	1	マーケットプレイス提供サービス(広告収入)	G	情報通信業		40100900	1	マーケットプレイス提供サービス(広告収入)	G	情報通信業		

40100903	1	マーケットプレイス提供サービス(広告収入)	インターネットを通じて、法人間、法人・個人間及び個人間の財・サービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち広告収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち事業者からの広告収入によるもの。 旅館・ホテル等が自社で提供するインターネットを利用した宿泊予約サービス、小売店が自社で提供するインターネットを利用した販売サービス	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40100903	1	マーケットプレイス提供サービス(広告収入)	インターネットを通じて、法人間、法人・個人間及び個人間の財・サービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち広告収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち事業者からの広告収入によるもの	G	情報通信業	401
40101200	9	マーケットプレイス提供サービス(広告以外の収入)		G	情報通信業			40101200	9	マーケットプレイス提供サービス(広告以外の収入)		G	情報通信業	
40101203	2	マーケットプレイス提供サービス(個人出品者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、個人の出品者からの手数料収入によるもの。 一定の会費を得て、出品及び購入に係る仲介システムを総合的に提供するものは本分類に含まれる。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち個人出品者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの。 旅館・ホテル等が自社で提供するインターネットを利用した宿泊予約サービス、小売店が自社で提供するインターネットを利用した販売サービス	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40101203	2	マーケットプレイス提供サービス(個人出品者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、個人の出品者からの手数料収入によるもの。 一定の会費を得て、出品及び購入に係る仲介システムを総合的に提供するものは本分類に含まれる。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち個人出品者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの	G	情報通信業	401
40101206	1	マーケットプレイス提供サービス(法人出品者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、法人の出品者からの手数料収入によるもの。 一定の会費を得て、出品及び購入に係る仲介システムを総合的に提供するものは本分類に含まれる。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち法人出品者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの。 旅館・ホテル等が自社で提供するインターネットを利用した宿泊予約サービス、小売店が自社で提供するインターネットを利用した販売サービス	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40101206	1	マーケットプレイス提供サービス(法人出品者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、法人の出品者からの手数料収入によるもの。 一定の会費を得て、出品及び購入に係る仲介システムを総合的に提供するものは本分類に含まれる。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち法人出品者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの	G	情報通信業	401
40101209	9	マーケットプレイス提供サービス(購入者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、購入者(個人又は法人)からの手数料収入によるもの。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち購入者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの。 旅館・ホテル等が自社で提供するインターネットを利用した宿泊予約サービス、小売店が自社で提供するインターネットを利用した販売サービス	G	情報通信業	401	分類の区分を明確にするため	40101209	9	マーケットプレイス提供サービス(購入者からの手数料収入)	インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、購入者(個人又は法人)からの手数料収入によるもの。 ただし、取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。 ○ インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち購入者からの手数料収入によるもの × 貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング、旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの	G	情報通信業	401
41100300	1	映画の制作・配給サービス		G	情報通信業			41100300	1	映画の制作・配給サービス		G	情報通信業	
41100303	1	映画の制作・配給サービス(受託制作を除く)	映画を制作し、映画館等に配給するサービス。ただし、映画の受託制作は映画の受託制作サービスに分類される。	G	情報通信業	411		41100303	1	映画の制作・配給サービス(受託制作を除く)	映画を制作し、映画館等に配給するサービス。ただし、映画の受託制作は映画の受託制作サービスに分類される。	G	情報通信業	411
41100306	1	映画の受託制作サービス	外部からの委託を受けて映画を制作し、又は映画制作に係る技術業務を行うサービス × テレビ用映画	G	情報通信業	411		41100306	1	映画の受託制作サービス	外部からの委託を受けて映画を制作し、又は映画制作に係る技術業務を行うサービス × テレビ用映画	G	情報通信業	411
41100309	1	映画の配給サービス	他社が作成した映画を買い付け、映画館等に配給するサービス(海外映画等の配給を含む。)	G	情報通信業	411		41100309	1	映画の配給サービス	他社が作成した映画を買い付け、映画館等に配給するサービス(海外映画等の配給を含む。)	G	情報通信業	411
41100600	1	テレビ番組の制作サービス		G	情報通信業			41100600	1	テレビ番組の制作サービス		G	情報通信業	
41100603	1	テレビ番組の制作サービス	外部からの委託を受けてテレビ番組(テレビコマーシャルを除く。)を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス。 テレビ番組を自主制作し、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 ○ ケーブルテレビ番組の制作 × テレビコマーシャルの制作、海外テレビドラマ等の他者が制作したテレビ番組の配給	G	情報通信業	411	分類を明確にするため。	41100603	1	テレビ番組の制作サービス	外部からの委託を受けてテレビ番組(テレビコマーシャルを除く。)を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス。 テレビ番組を自主制作し、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 × テレビコマーシャルの制作、海外テレビドラマの配給	G	情報通信業	411
41100900	1	テレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービス		G	情報通信業			41100900	1	テレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービス		G	情報通信業	
41100903	1	テレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービス	外部からの委託を受けてテレビCM、劇場広告、インターネット広告、屋外広告などに使用される動画広告を制作するサービス	G	情報通信業	411		41100903	1	テレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービス	外部からの委託を受けてテレビCM、劇場広告、インターネット広告、屋外広告などに使用される動画広告を制作するサービス	G	情報通信業	411
41101299	1	その他の映像制作サービス	映像制作サービスのうち、他に分類されないもの。 外部からの委託を受けてビデオ(DVD)用映像、インターネット配信用映像その他の映像著作物(企業や官公庁等のPRビデオ、博物館などの上映を行わない資料映像等を含み、動画広告を除く。)を制作し、又は映像制作に係る技術業務を行うサービスは本分類に含まれる。 ただし、動画広告を制作するサービスはテレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービスに分類される。 ○ テレビ番組用美術セット制作サービス	G	情報通信業	411	分類を明確にするため。	41101299	1	その他の映像制作サービス	映像制作サービスのうち、他に分類されないもの。 外部からの委託を受けてビデオ(DVD)用映像、インターネット配信用映像その他の映像著作物(企業や官公庁等のPRビデオ、博物館などの上映を行わない資料映像等を含み、動画広告を除く。)を制作し、又は映像制作に係る技術業務を行うサービスは本分類に含まれる。 ただし、動画広告を制作するサービスはテレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービスに分類される。	G	情報通信業	411
41102100	1C	映像著作物のオリジナル		G	情報通信業			41102100	1C	映像著作物のオリジナル		G	情報通信業	
41102103	1C	映像著作物のオリジナル	他者からの請負又は受託ではなく、自己が生産活動に使用すること、又は他者に販売する、若しくは使用させることを想定して自ら生産した、映画、ビデオ、テレビ番組、アニメーション、テレビCM、スポーツ中継の映像などの著作権法(昭和45年法律第48号)により保護される映像著作物であって、複製品の生産に際して原本となるもの × 他者に制作を委託した又は他者から購入した映像著作物	G	情報通信業	411		41102103	1C	映像著作物のオリジナル	他者からの請負又は受託ではなく、自己が生産活動に使用すること、又は他者に販売する、若しくは使用させることを想定して自ら生産した、映画、ビデオ、テレビ番組、アニメーション、テレビCM、スポーツ中継の映像などの著作権法(昭和45年法律第48号)により保護される映像著作物であって、複製品の生産に際して原本となるもの × 他者に制作を委託した又は他者から購入した映像著作物	G	情報通信業	411

41102400	1	映像著作権の使用許諾サービス		G	情報通信業			41102400	1	映像著作権の使用許諾サービス		G	情報通信業	
41102403	1	ビデオグラム化権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をビデオやDVDなどに複製し頒布する権利を第三者に対して許諾するサービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411	紛れがないように×例示を追加する。	41102403	1	ビデオグラム化権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をビデオやDVDなどに複製し頒布する権利を第三者に対して許諾するサービス	G	情報通信業	411
41102406	1	映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をテレビ又はインターネットで放映・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス。 海外ドラマ等の他社が制作したテレビ番組を買い付け、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 ただし、スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービスは、スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービスに分類される。 ○ テレビ番組の配給サービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411	いわゆるテレビ番組の配給サービスはここに含まれることを明記する。 また、「著作権等管理サービス」との紛れがないように×例示を追加する。	41102406	1	映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をテレビ又はインターネットで放映・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス。 海外ドラマ等の他社が制作したテレビ番組を買い付け、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 ただし、スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービスは、スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービスに分類される。	G	情報通信業	411
41102409	1	リメイク権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をリメイク(翻案、改良)する権利を第三者に対して許諾するサービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411	紛れがないように×例示を追加する。	41102409	1	リメイク権の使用許諾サービス	映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をリメイク(翻案、改良)する権利を第三者に対して許諾するサービス	G	情報通信業	411
41102499	1	その他の映像著作権の使用許諾サービス	映像著作権の使用許諾サービスのうち、他に分類されないもの。 ただし、ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービスは、商品化権の使用許諾サービスに分類される。 × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411	紛れがないように×例示を追加する。	41102499	1	その他の映像著作権の使用許諾サービス	映像著作権の使用許諾サービスのうち、他に分類されないもの。 ただし、ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービスは、商品化権の使用許諾サービスに分類される。	G	情報通信業	411
44001500	1	貨物自動車運送サービス(引越サービス、宅配便サービス、霊柩車サービスを除く)		H	運輸業、郵便業		分項目名及び分類の順番(項目の番号)の修正。現行のままで①分項目名が「その他の」で始まること、②分類の順番という点において、バスケット項目として誤認される可能性が高く、修正の必要があると認められるため。				(記載場所を移動)			
44001503	1	貨物自動車運送サービス(引越サービス、宅配便サービス、霊柩車サービスを除く)	自動車により貨物を運送するサービス。 なお、3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスは3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスに、自走により自動車を送るサービスはその他の事業者向けサービスに分類される。 × 引越サービス、宅配便サービス、霊柩車サービス	H	運輸業、郵便業	441、442、443、444	分項目名及び分類の順番(項目の番号)の修正。現行のままで①分項目名が「その他の」で始まること、②分類の順番という点において、バスケット項目として誤認される可能性が高く、修正の必要があると認められるため。 また、サードパーティロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカテン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。				(記載場所を移動)			
44000300	9	引越サービス		H	運輸業、郵便業			44000300	9	引越サービス		H	運輸業、郵便業	
44000303	1	引越サービス(住宅の引越を除く)	事務所などの移転に伴う備品などの移送、設置などを一括して行うサービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444	分類体系の構築に当たり、NAPCSとの対応付けを行うため。	44000303	1	引越サービス	住居や事務所などの移転に伴う家財や備品などの移送、設置などを一括して行うサービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44000306	2	住宅引越サービス	住居の移転に伴う家財などの移送、設置などを一括して行うサービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444	分類体系の構築に当たり、NAPCSとの対応付けを行うため。				(引越サービスを需要者別に分割)			
44000600	1	宅配便サービス(個別契約によるもの)		H	運輸業、郵便業			44000600	1	宅配便サービス(個別契約によるもの)		H	運輸業、郵便業	
44000603	1	宅配便サービス(個別契約によるもの、常温)	顧客との個別契約に基づき提供する、温度管理を行わない宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービス ○ 大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス(温度管理を行わないもの) × 郵便サービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444		44000603	1	宅配便サービス(個別契約によるもの、常温)	顧客との個別契約に基づき提供する、温度管理を行わない宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービス ○ 大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス(温度管理を行わないもの) × 郵便サービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44000606	1	宅配便サービス(個別契約によるもの、冷蔵・冷凍)	顧客との個別契約に基づき提供する、温度管理を行う(冷蔵又は冷凍)宅配便サービス ○ 大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス(温度管理を行うもの)	H	運輸業、郵便業	441、443、444		44000606	1	宅配便サービス(個別契約によるもの、冷蔵・冷凍)	顧客との個別契約に基づき提供する、温度管理を行う(冷蔵又は冷凍)宅配便サービス ○ 大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス(温度管理を行うもの)	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44000900	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く)		H	運輸業、郵便業			44000900	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く)		H	運輸業、郵便業	
44000903	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く、常温)	温度管理を行わない宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス × 郵便サービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444		44000903	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く、常温)	温度管理を行わない宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス × 郵便サービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44000906	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く、冷蔵・冷凍)	温度管理を行う(冷蔵または冷凍)宅配便サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444		44000906	9	宅配便サービス(個別契約によるものを除く、冷蔵・冷凍)	温度管理を行う(冷蔵または冷凍)宅配便サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44001200	9	霊柩車サービス		H	運輸業、郵便業			44001200	9	霊柩車サービス		H	運輸業、郵便業	
44001203	9	霊柩車サービス	霊柩車により遺体を輸送するサービス	H	運輸業、郵便業	441		44001203	9	霊柩車サービス	霊柩車により遺体を輸送するサービス	H	運輸業、郵便業	441
							分項目名及び分類の順番(項目の番号)の修正。現行のままで①分項目名が「その他の」で始まること、②分類の順番という点において、バスケット項目として誤認される可能性が高く、修正の必要があると認められるため。	44001500	1	その他の貨物自動車運送サービス		H	運輸業、郵便業	
							分項目名及び分類の順番(項目の番号)の修正。現行のままで①分項目名が「その他の」で始まること、②分類の順番という点において、バスケット項目として誤認される可能性が高く、修正の必要があると認められるため。	44001503	1	その他の貨物自動車運送サービス	貨物自動車運送サービスのうち、他に分類されないもの。 なお、サードパーティロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスはサードパーティロジスティクスサービスに、自走により自動車を送るサービスはその他の事業者向けサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	441、443、444
44001800	1	3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス		H	運輸業、郵便業		サードパーティロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカテン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	44001800	1	サードパーティロジスティクスサービス		H	運輸業、郵便業	
44001803	1	3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス	他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それに伴う物流業務(商品等の入荷管理、保管管理、流通加工(包装、梱包)、出荷管理から商品等の輸送)などを包括的に受託し、実行するサービス × その他の貨物自動車運送サービス・倉庫サービス・貨物利用運送サービス(3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行わないもの)	H	運輸業、郵便業	442、444、471、472、482、728	3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスの事業形態は契約内容によって様々であるため、想定されるサービスの種類を説明文に列挙し、明確にした。 また、×例示を追加することにより、他の分類と紛れの内容にした。 なお、サードパーティロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカテン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	44001803	1	サードパーティロジスティクスサービス	他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行するサービス	H	運輸業、郵便業	442、444、471、472、482、728
44009900	9	その他の道路貨物運送サービス		H	運輸業、郵便業			44009900	9	その他の道路貨物運送サービス		H	運輸業、郵便業	
44009999	9	その他の道路貨物運送サービス	道路貨物運送サービスのうち、他に分類されないもの。 自転車などの軽車両、原動機付自転車、動物などによる貨物運送サービスは本分類に含まれる。	H	運輸業、郵便業	449		44009999	9	その他の道路貨物運送サービス	道路貨物運送サービスのうち、他に分類されないもの。 自転車などの軽車両、原動機付自転車、動物などによる貨物運送サービスは本分類に含まれる。	H	運輸業、郵便業	449
47000300	9	倉庫サービス		H	運輸業、郵便業			47000300	9	倉庫サービス		H	運輸業、郵便業	
47000303	9	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス。 トランクルームによる保管サービスは本分類に含まれる。 ただし、3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスは3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	471	サードパーティロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカテン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	47000303	9	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス。 トランクルームによる保管サービスは本分類に含まれる。 ただし、サードパーティロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスはサードパーティロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	471

47000306	1	冷蔵・冷凍倉庫サービス	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス。 ただし、3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスは3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	472	サードパーティ・ロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカデン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	47000306	1	冷蔵・冷凍倉庫サービス	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス。 ただし、サードパーティ・ロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスはサードパーティ・ロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	472
48200300	9	貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)		H	運輸業、郵便業			48200300	9	貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)		H	運輸業、郵便業	
48200303	9	貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス。 ただし、宅配便サービス、引越サービスは本分類に含まれない。 また、3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスは3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	444、482	サードパーティ・ロジスティクスサービスは、並列する語に「(ナカデン)」を用いて、「3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	48200303	9	貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス。 ただし、宅配便サービス、引越サービスは本分類に含まれない。 また、サードパーティ・ロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスはサードパーティ・ロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	444、482
89190300	9	レッカー・ロードサービス		H	運輸業、郵便業		日本標準産業分類第14回改定を反映させたもの。大分類H一運輸業、郵便業の小分類489「その他の運輸に付帯するサービス業」の生産物として設定。			(大分類Rより移動)				
89190303	9	レッカー・ロードサービス	自動車のけん引、バンクの修理、燃料の補給及び落輪の対応などを路上で行うサービス。	H	運輸業、郵便業	489	日本標準産業分類第14回改定を反映させたもの。大分類H一運輸業、郵便業の小分類489「その他の運輸に付帯するサービス業」の生産物として設定。			(大分類Rより移動)				
62001500	1	事業者向け貸付サービス		J	金融業、保険業			62001500	1	事業者向け貸付サービス		J	金融業、保険業	
62001503	1	金融機関向け貸付サービス	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が金融機関に対し、資金の貸付を行うサービス ○ 金融機関から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、コールローン利息、買入手形・売渡手形利息	J	金融業、保険業	622、631、632		62001503	1	金融機関向け貸付サービス	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が金融機関に対し、資金の貸付を行うサービス ○ 金融機関から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、コールローン利息、買入手形・売渡手形利息	J	金融業、保険業	622、631、632
62001506	1	事業者向け貸付サービス(金融機関を除く)	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が事業者(金融機関を除く。)に対し、資金の貸付を行うサービス。 事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスは本分類に含まれる。 ○ 事業者(金融機関を除く)から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスの利息及び手数料	J	金融業、保険業	622、631、632、641、642、649、661		62001506	1	事業者向け貸付サービス(金融機関を除く)	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が事業者(金融機関を除く。)に対し、資金の貸付を行うサービス。 事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスは本分類に含まれる。 ○ 事業者(金融機関を除く)から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスの利息及び手数料	J	金融業、保険業	622、631、632、641、642、649、661
62001509	1	政府向け貸付サービス	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が政府(国及び地方自治体)に対し、資金の貸付を行うサービス ○ 政府(国及び地方自治体)から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息	J	金融業、保険業	622、631、632		62001509	1	政府向け貸付サービス	銀行等の金融機関(日本銀行を除く。)が政府(国及び地方自治体)に対し、資金の貸付を行うサービス ○ 政府(国及び地方自治体)から受領する貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息	J	金融業、保険業	622、631、632
64300300	9	クレジットカードによる販売信用サービス		J	金融業、保険業			64300300	9	クレジットカードによる販売信用サービス		J	金融業、保険業	
64300303	2	クレジットカードによる一般消費者向け販売信用サービス	クレジットカード会社等がクレジットカードを有する一般消費者に対して信用を供与するサービス ○ 一般消費者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入のうち、一般消費者会員からの手数料収入	J	金融業、保険業	643		64300303	2	クレジットカードによる一般消費者向け販売信用サービス	クレジットカード会社等がクレジットカードを有する一般消費者に対して信用を供与するサービス ○ 一般消費者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入のうち、一般消費者会員からの手数料収入	J	金融業、保険業	643
64300306	1	クレジットカードによる事業者向け販売信用サービス	クレジットカード会社等がクレジットカードを有する事業者に対して信用を供与するサービス ○ 事業者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入のうち、事業者会員からの手数料収入	J	金融業、保険業	643		64300306	1	クレジットカードによる事業者向け販売信用サービス	クレジットカード会社等がクレジットカードを有する事業者に対して信用を供与するサービス ○ 事業者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入のうち、事業者会員からの手数料収入	J	金融業、保険業	643
64300600	9	クレジットカード加盟店向けサービス		J	金融業、保険業			64300600	9	クレジットカード加盟店向けサービス		J	金融業、保険業	
64300603	1	クレジットカード加盟店向けサービス(国内)	国内の加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス ○ 国内利用分の加盟店手数料収入	J	金融業、保険業	643		64300603	1	クレジットカード加盟店向けサービス(国内)	国内の加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス ○ 国内利用分の加盟店手数料収入	J	金融業、保険業	643
64300606	6	クレジットカード加盟店向けサービス(国外)	国外の加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス ○ 国外利用分の加盟店手数料収入	J	金融業、保険業	643		64300606	6	クレジットカード加盟店向けサービス(国外)	国外の加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス ○ 国外利用分の加盟店手数料収入	J	金融業、保険業	643
64300900	9	クレジットカード会員向けサービス		J	金融業、保険業			64300900	9	クレジットカード会員向けサービス		J	金融業、保険業	
64300903	2	クレジットカード一般消費者向けサービス	クレジットカードに付帯する一般消費者会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス ○ 個人・家族会員の入会金及び会費収入	J	金融業、保険業	643		64300903	2	クレジットカード一般消費者向けサービス	クレジットカードに付帯する一般消費者会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス ○ 個人・家族会員の入会金及び会費収入	J	金融業、保険業	643
64300906	1	クレジットカード事業者向けサービス	クレジットカードに付帯する事業者会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス ○ 法人会員の入会金及び会費収入	J	金融業、保険業	643		64300906	1	クレジットカード事業者向けサービス	クレジットカードに付帯する事業者会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス ○ 法人会員の入会金及び会費収入	J	金融業、保険業	643
64301200	9	クレジットカードによらない販売信用サービス		J	金融業、保険業			64301200	9	クレジットカードによらない販売信用サービス		J	金融業、保険業	
64301203	2	クレジットカードによらない一般消費者向け販売信用サービス	一般消費者が販売店で商品等を購入するごとにその商品等を購入するためのクレジットの申込みをして利用するサービス ○ 一般消費者向けの個別信用購入あっせんに係るクレジット手数料	J	金融業、保険業	643	「クレジットカードによらない販売信用」とは、割賦販売法(昭和36年法律第159号)では「個別信用購入あっせん」に該当する。 現行の説明・内容例示は、販売店が独自に割賦販売を行って発生した「割賦金掛金」を割賦金融業を営む事業者が買い取り又は担保することで、販売店に資金供給を行う金融取引の内容となっているため、説明・内容例示を左記のとおり修正する。	64301203	2	クレジットカードによらない一般消費者向け販売信用サービス	割賦販売等に伴う販売店の一般消費者に対する債権を担保とする又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行うサービス	J	金融業、保険業	643
64301206	1	クレジットカードによらない事業者向け販売信用サービス	事業者が販売店で商品等を購入するごとにその商品等を購入するためのクレジットの申込みをして利用するサービス ○ 事業者向けの個別信用購入あっせんに係るクレジット手数料	J	金融業、保険業	643	「クレジットカードによらない販売信用」とは、割賦販売法(昭和36年法律第159号)では「個別信用購入あっせん」に該当する。 現行の説明・内容例示は、販売店が独自に割賦販売を行って発生した「割賦金掛金」を割賦金融業を営む事業者が買い取り又は担保することで、販売店に資金供給を行う金融取引の内容となっているため、説明・内容例示を左記のとおり修正する。	64301206	1	クレジットカードによらない事業者向け販売信用サービス	割賦販売等に伴う販売店の事業者に対する債権を担保とする又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行うサービス	J	金融業、保険業	643
64301500	1	クレジットカード等運営受託サービス		J	金融業、保険業			64301500	1	クレジットカード等運営受託サービス		J	金融業、保険業	
64301503	1	クレジットカード等運営受託サービス	クレジットカード事業者等からクレジットカード決済業務(入会審査、カード発行、会員・加盟店管理、売上請求処理などを含む。)を受託するサービス	J	金融業、保険業	643		64301503	1	クレジットカード等運営受託サービス	クレジットカード事業者等からクレジットカード決済業務(入会審査、カード発行、会員・加盟店管理、売上請求処理などを含む。)を受託するサービス	J	金融業、保険業	643
	1	割賦金融サービス		J	金融業、保険業		現行の「クレジットカードによらない販売信用サービス」の説明・内容例示は「割賦金融サービス」に係るサービス内容が記載されていることから、当該説明・内容例示を提供するサービスとして、「割賦金融サービス」を新設する。			(新設)				
	1	割賦金融サービス	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とする又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行うサービス	J	金融業、保険業	643	現行の「クレジットカードによらない販売信用サービス」の説明・内容例示は「割賦金融サービス」に係るサービス内容が記載されていることから、当該説明・内容例示を提供するサービスとして、「割賦金融サービス」を新設する。			(新設)				

69100300	1	非住宅用建物・スペース賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	K	不動産業、物品賃貸業		サービス内容がわかりやすくなるように分類名称を修正する。	69100300	1	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	K	不動産業、物品賃貸業	
69100303	1	事務所用建物・スペース賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように分類名称を修正する。 また、紛れやすい「シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を×例示に追加し、分類を明確にした。	69100303	1	事務所用建物賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100306	1	店舗用建物・スペース賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する。	69100306	1	店舗用建物賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100309	1	物流施設・スペース賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する	69100309	1	物流施設賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100399	1	その他の非住宅用建物・スペース賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する	69100399	1	その他の非住宅用建物賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100900	9	会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業		時間又は日数単位で賃貸するものは、統合分類69100900「会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」に分類されると整理する。	69100900	9	会議室・ホール等賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	
69100903	9	会議室賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691	分類を明確にするため、項目名を修正する。	69100903	9	会議室賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691、951	分類を明確にするため、項目名を修正する。 対応する日本標準産業分類の小分類951(集会場)を追加する。	69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100999	9	その他のスペース賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691	分類を明確にするため、項目名を修正する。 ○例示に「シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を追加し、分類を明確にした。	69100999	9	その他のスペース賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
72600300	1	デザインサービス	L	学術研究、専門・技術サービス業			72600300	1	デザインサービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
72600303	1	インテリアデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600303	1	インテリアデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600306	1	インダストリアルデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600306	1	インダストリアルデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600309	1	グラフィックデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600309	1	グラフィックデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600312	1	テキスタイルデザイン・ファッションデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600312	1	テキスタイルデザイン・ファッションデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600315	1	パッケージデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600315	1	パッケージデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600318	1	ディスプレイデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600318	1	ディスプレイデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600321	1	デジタルメディアデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600321	1	デジタルメディアデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
72600399	1	その他のデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726		72600399	1	その他のデザイン	L	学術研究、専門・技術サービス業	726
75000300	9	旅館・ホテル宿泊サービス	M	宿泊業、飲食サービス業			75000300	9	旅館・ホテル宿泊サービス	M	宿泊業、飲食サービス業	
75000303	9	旅館・ホテル宿泊サービス(宿泊料金に夕食・朝食を含むもの)	M	宿泊業、飲食サービス業	751		75000303	9	旅館・ホテル宿泊サービス(宿泊料金に夕食・朝食を含むもの)	M	宿泊業、飲食サービス業	751
75000306	9	旅館・ホテル宿泊サービス(主としてルームチャージのみで販売するもの)	M	宿泊業、飲食サービス業	751		75000306	9	旅館・ホテル宿泊サービス(主としてルームチャージのみで販売するもの)	M	宿泊業、飲食サービス業	751
76000300	9	飲食サービス(給食サービスを除く)	M	宿泊業、飲食サービス業			76000300	9	飲食サービス(給食サービスを除く)	M	宿泊業、飲食サービス業	

80400309	9	ゴルフ場利用サービス	ゴルフを行うための施設を利用に供するサービス。 地方自治体等からゴルフ場の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ ゴルフ場利用料・年会費、ゴルフ会員名義書換料、ゴルフ練習場利用料、キャディーサービス × プロゴルフ観戦チケットの販売、ゴルフ会員権販売(他の事業者が運営する施設の会員権の転売)、ゴルフレッスンサービス	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804		80400309	9	ゴルフ場利用サービス	ゴルフを行うための施設を利用に供するサービス。 地方自治体等からゴルフ場の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ ゴルフ場利用料・年会費、ゴルフ会員名義書換料、ゴルフ練習場利用料、キャディーサービス × プロゴルフ観戦チケットの販売、ゴルフ会員権販売(他の事業者が運営する施設の会員権の転売)、ゴルフレッスンサービス	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804
80400312	9	フィットネスクラブ利用サービス	トレーニングルーム、室内プール、スタジオなどのフィットネススクールの各種運動施設を利用に供するサービス。 運営する施設において、追加の料金を収受せずに、スポーツ・健康法を教授するサービスや地方自治体等からフィットネスクラブ類似施設の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ フィットネスクラブ会費・利用料 × ヨガ・ピラティス教室のレッスン料、スイミングスクールの授業料、運動用プール入場料	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804		80400312	9	フィットネスクラブ利用サービス	トレーニングルーム、室内プール、スタジオなどのフィットネススクールの各種運動施設を利用に供するサービス。 運営する施設において、追加の料金を収受せずに、スポーツ・健康法を教授するサービスや地方自治体等からフィットネスクラブ類似施設の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ フィットネスクラブ会費・利用料 × ヨガ・ピラティス教室のレッスン料、スイミングスクールの授業料、運動用プール入場料	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804
80400315	9	ボウリング場利用サービス	ボウリングを行うための施設を利用に供するサービス	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804		80400315	9	ボウリング場利用サービス	ボウリングを行うための施設を利用に供するサービス	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804
80400399	9	その他のスポーツ施設利用サービス	スポーツ施設利用サービスのうち、他に分類されないもの。 地方自治体等からその他のスポーツ施設の運営を受託するサービスや競馬場、競輪場等を賃貸するサービスは本分類に含まれ、運動以外の目的にも利用できる多目的ホールなどの賃貸サービスは、その他のスペース賃貸サービスに分類される。 ○ テニス場・アイススケート場・卓球場・フットサル場・パテティングセンター・テニス練習場・ボルダリングジム・プール・体育館の利用料・レンタル料 × 多目的ホールのレンタル料、スキー場のリフト運賃	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804		80400399	9	その他のスポーツ施設利用サービス	スポーツ施設利用サービスのうち、他に分類されないもの。 地方自治体等からその他のスポーツ施設の運営を受託するサービスや競馬場、競輪場等を賃貸するサービスは本分類に含まれ、運動以外の目的にも利用できる多目的ホールなどの賃貸サービスは、その他のスペース賃貸サービスに分類される。 ○ テニス場・アイススケート場・卓球場・フットサル場・パテティングセンター・テニス練習場・ボルダリングジム・プール・体育館の利用料・レンタル料 × 多目的ホールのレンタル料、スキー場のリフト運賃	N	生活関連サービス業、 娯楽業	804
80909999	2	その他の娯楽サービス	他に分類されない娯楽を提供するサービス ○ マリーナサービス、芸きサービス、遊漁船サービス、ダイビングサービス、ゴルフ会員権販売(他の事業者が運営する施設の会員権の転売)、 <u>舞台技術サービス</u>	N	生活関連サービス業、 娯楽業	809	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。(劇の上演に密接に関連するサービスであることから娯楽の例示とする。)	80909999	2	その他の娯楽サービス	他に分類されない娯楽を提供するサービス ○ マリーナサービス、芸きサービス、遊漁船サービス、ダイビングサービス、ゴルフ会員権販売(他の事業者が運営する施設の会員権の転売)	N	生活関連サービス業、 娯楽業	809
82200600	2	職業技能教授サービス		O	教育、学習支援業		当該サービスを産出する主業は、JSOC改定を踏まえ824から変更する。	82400300	2	職業技能教授サービス		O	教育、学習支援業	
82200603	2	職業技能教授サービス	労働者や求職者などに対して、職業に必要な技能・知識又は職業に必要な資格取得のための技能・知識を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) <u>職業能力開発校などの職業訓練施設</u> や専修学校(一般課程)・各種学校による職業技能を教授するサービスは本分類に含まれる。 ただし、官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービスは、研修・職業訓練受託サービスに分類される。 ○ 経理・財務教授サービス、OA事務教授サービス、機械加工技術教授サービス、電気設備技術教授サービス、情報処理教授サービス、デザイン教授サービス、介護教授サービス × 研修・職業訓練受託サービス	O	教育、学習支援業	817、 821、 822、 829	日本標準産業分類(第14回改定)にて「8249その他の教養・技能教授業」及び「8299他に分類されない教育、学習支援業」の定義が見直され、8249は「教養や技能、趣味の活動」、8299は「資格取得、技能習得を目的として」と説明文に追加されたこと、これまで824の生産物として策定されていた「職業技能教授サービス」を、「829」に移動するとともに、区分が明確になるよう説明文及び内容例示を追加した。 また、この分類には職業・教育支援施設や専修学校、各種学校による技能教授サービスも含まれることから、日本標準産業分類小分類につき追記した。	82400303	2	職業技能教授サービス	労働者や求職者などに対して、職業に必要な技能・知識又は職業に必要な資格取得のための技能・知識を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による職業技能を教授するサービスは本分類に含まれる。 ただし、官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービスは、研修・職業訓練受託サービスに分類される。 ○ 経理・財務教授サービス、OA事務教授サービス、機械加工技術教授サービス、電気設備教授サービス、情報処理教授サービス、デザイン教授サービス、介護教授サービス	O	教育、学習支援業	824
82409900	2	その他の教養・技能教授サービス		O	教育、学習支援業			82409900	2	その他の教養・技能教授サービス		O	教育、学習支援業	
82409903	2	音楽・ダンス教授サービス	音楽に関する技能・技術又はダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による音楽・ダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ ピアノ教授サービス、バイオリン教授サービス、社交ダンス教授サービス、バレエ教授サービス	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	区分を明確化するため。	82409903	2	音楽・ダンス教授サービス	音楽に関する技能・技術又はダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による音楽・ダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ ピアノ教授サービス、バイオリン教授サービス、社交ダンス教授サービス、バレエ教授サービス	O	教育、学習支援業	824
82409906	2	スポーツ・健康教授サービス	スポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による柔道・水泳などを教授するサービスは本分類に含まれる。	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	区分を明確化するため。	82409906	2	スポーツ・健康教授サービス	スポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による柔道・水泳などを教授するサービスは本分類に含まれる。	O	教育、学習支援業	824
82409909	2	語学教授サービス	外国語を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 日本語学校による日本語を教授するサービス(日本語以外の科目を含む。)、専修学校(一般課程)・各種学校による外国語を教授するサービスは本分類に含まれる。	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	区分を明確化するため。	82409909	2	語学教授サービス	外国語を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 日本語学校による日本語を教授するサービス(日本語以外の科目を含む。)、専修学校(一般課程)・各種学校による外国語を教授するサービスは本分類に含まれる。	O	教育、学習支援業	824
82409912	2	美術・工芸等教授サービス	絵画、彫刻、写真などの美術に関する技能・技術及び彫金、陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による美術や工芸に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ 編物教授サービス、フラワーデザイン教授サービス	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	生花・茶道・書道教授サービスの新規立項を受けて内容例示を整理する必要があるため。 さらに区分を明確化するため。	82409912	2	美術・工芸等教授サービス	絵画、彫刻、 <u>書道</u> 、写真などの美術に関する技能・技術及び彫金、陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による美術や工芸に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ <u>生花教授サービス</u> 、 <u>茶道教授サービス</u> 、 <u>編物教授サービス</u> 、 <u>フラワーデザイン教授サービス</u>	O	教育、学習支援業	824
	2	生花・茶道・書道教授サービス	生花・茶道・書道といった日本の生活文化に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による生花などの生活文化に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 × フラワーアレンジメント	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	日本標準産業分類第14回改定時の議論を踏まえた見直しのため。			(新設)				
	9	IT技能・教養教授サービス	初心者等にパソコン技術、プログラミング等のIT技能を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校によるIT技能や教養に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 × 職業に必要な資格取得を目的とした情報処理技能を教授するサービス	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	日本標準産業分類第14回改定時の議論を踏まえた見直しのため。			(新設)				
82409999	2	他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	教養・技能教授サービスのうち、他に分類されないもの(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による他に分類されない教養・技能教授サービスは本分類に含まれる。 ○ そろばん教授サービス、囲碁教授サービス、将棋教授サービス、 <u>料理教室</u>	O	教育、学習支援業	817、 821、 824	日本標準産業分類(第14回改定)にて「8249その他の教養・技能教授業」及び「8299他に分類されない教育、学習支援業」の定義が見直され、8249は「教養や技能、趣味の活動」と説明文に追加されたこと、内容が明確になるよう説明文を追加した。 また、この分類には専修学校、各種学校による技能教授サービスも含まれることから、日本標準産業分類小分類につき追記した。 さらに、料理教室についての区分けがこれまでなかったことから、ここに分類されることを明示した。	82409999	2	他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	教養・技能教授サービスのうち、他に分類されないもの(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による他に分類されない教養・技能教授サービスは本分類に含まれる。 ○ そろばん教授サービス、 <u>囲碁教授サービス</u> 、 <u>将棋教授サービス</u>	O	教育、学習支援業	824
83500300	2	施術サービス		P	医療、福祉		日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	83500300	2	施術サービス		P	医療、福祉	

83500303	2	公的医療保険が適用される <u>施術</u> サービス	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師が公的医療保険の適用される <u>医療類似行為である施術</u> を提供するサービス ○ あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの	P	医療、福祉	835	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	83500303	2	公的医療保険が適用される <u>施術</u> サービス	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師が公的医療保険の適用される <u>施術</u> を提供するサービス ○ あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの	P	医療、福祉	835
83500306	2	公的医療保険が適用されない <u>施術</u> サービス	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師が公的医療保険の適用されない <u>医療類似行為である施術</u> を提供するサービス ○ あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復・温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックサービスのうち、公的医療保険の適用されないもの	P	医療、福祉	835	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	83500306	2	公的医療保険が適用されない <u>施術</u> サービス	公的医療保険の適用されない <u>施術</u> を提供するサービス ○ あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復・温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックサービスのうち、公的医療保険の適用されないもの	P	医療、福祉	835
83500309	2	<u>療術</u> サービス	<u>療術</u> を提供するサービス ○ <u>医療類似行為である温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックのサービス</u>	P	医療、福祉	835	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。			(83500306「公的医療保険が適用されない療術サービスから分割)				
84909900	9	その他の保健衛生サービス		P	医療、福祉			84909900	9	その他の保健衛生サービス		P	医療、福祉	
84909999	9	その他の保健衛生サービス	保健衛生サービスのうち、他に分類されないもの ○ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品検査及び衛生検査(保健所及び検疫所が行うものを除く)、水質検査(保健所及び検疫所が行うもの並びに環境計量証明サービスに含まれるものを除く)、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査(保健所が行うものを除く) × 検体検査サービス	P	医療、福祉	849	分類項目の内容を明確にするため、○例示を追加する。 ○例示の「物品消毒」及び「電話機消毒」は「ベストコントロールサービス」に移項するため、削除する。	84909999	9	その他の保健衛生サービス	保健衛生サービスのうち、他に分類されないもの ○ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品検査及び衛生検査(保健所及び検疫所が行うものを除く)、水質検査(保健所及び検疫所が行うもの並びに環境計量証明サービスに含まれるものを除く)、 <u>物品消毒、電話機消毒</u> 、動物愛護センターにおける動物保護 × 検体検査サービス	P	医療、福祉	849
		(大分類Hへ移動)					日本標準産業分類第14回改定を反映させたもの。大分類H—運輸業、郵便業の小分類489「その他の運輸に附帯するサービス業」の生産物として設定。	89190300	9	ロードサービス		R	サービス業(他に分類されないもの)	
		(大分類Hへ移動)					日本標準産業分類第14回改定を反映させたもの。大分類H—運輸業、郵便業の小分類489「その他の運輸に附帯するサービス業」の生産物として設定。	89190303	9	ロードサービス	バンクの修理、燃料の補給及び落輪の対応などを路上で行うサービス。 <u>自動車のけん引サービスは本分類に含まれる。</u>	R	サービス業(他に分類されないもの)	891-929
	9	ベストコントロールサービス		R	サービス業(他に分類されないもの)	929	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえ、「ベストコントロールサービス」を新規立項する。			(新設)				
	9	ベストコントロールサービス	主として人間にとって有害な生物等(害獣・害虫、細菌、ウイルス)の防除・駆除・消毒を行うサービス。 ただし、農作業の一貫として行う農薬散布は農作業代行サービスに、公園の植栽・花壇の手入れを行う上での害虫の防除・駆除・消毒は園芸サービスに、林業を営む上での害獣・害虫の防除・駆除・消毒は林業サービスに、検疫所及び防疫所から提供されるサービスは検疫サービスに分類される。 ○ 船内くじょう、物品消毒、電話機消毒 × 建築物清掃サービス	R	サービス業(他に分類されないもの)	929	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえ、「ベストコントロールサービス」を新規立項する。 新設に伴い、「84909999その他の保健衛生サービス」の○例示「物品消毒」及び「電話機消毒」は、「ベストコントロールサービス」の○例示に移項することとしたい。			(新設)				